

》》》 所得税の確定申告が必要な方

- ①農業や自営業、アパートや土地を貸して収入を得ている方、土地や建物などを売った方
- ②給与の収入金額が2千万円を超える方
- ③給与を1か所から受けている人で、給与所得と退職所得を除く所得金額の合計額が20万円を超える方
- ④給与の支払いを2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与収入と、給与所得・退職所得を除く所得金額の合計額が20万円を超える方

》》》 町県民税の申告が必要な方

所得税の確定申告の必要がない方でも、令和6年中に収入があった方や、全く収入がない場合でも、家族の扶養になっていない方は、町県民税の申告をしてください。扶養になっているか、必ずご家族の源泉徴収票などで確認してください。

*** 注意 ***

■申告しないと・・・

国民健康保険や各種年金の審査、所得証明書などを発行する際に不都合が生じる場合があります。

■申告が不要な方

- ①給与所得のみで、勤務先から町へ「給与支払報告書」が提出されている方
 - ②公的年金等の収入の合計金額が400万以下でそれ以外の所得金額が20万以下の方
 - ③収入が全くなく、生計を同一とする方の扶養親族になっている方
- ※所得証明書等が必要な方は③の場合でも町県民税の申告が必要です。

》》》 所得税確定申告・町県民税申告相談日程について

相 談 日	地 区 名		申告 会場
	午 前	午 後	
2月17日(月)	四季の丘	四季の丘	役 場 2 階 第 2 会 議 室
2月18日(火)	成城台・藤の台	武田・新	
2月19日(水)	武田・新	神崎新宿	
2月20日(木)	神崎新宿	神崎本宿	
2月23日(日・祝)	全地区(予約制)	全地区(予約制)	
2月25日(火)	神崎本宿	毛 成	
2月26日(水)	毛成・神崎本宿	古 原	
2月27日(木)	古 原	郡	
3月 3日(月)	郡	大貫・立野	
3月 4日(火)	大貫・立野	植 房	
3月 5日(水)	植 房	小 松	
3月 6日(木)	小 松	並 木	
3月10日(月)	並 木	今・高谷・松崎・向野	
3月11日(火)	神崎本宿・十三間戸	成城台・藤の台	
3月12日(水)	全 地 区	全 地 区	
3月13日(木)			
3月14日(金)			
3月17日(月)			

■受付時間

【午前の部】 9:00～11:00

【午後の部】 13:30～16:00

(2月23日⑩は15:00まで)

但し、当日の混雑状況により、受付を早めに終了させていただく場合がありますので、お早めに受付をお願いいたします。

■2月17日⑨～3月11日⑭は該当地区の方が優先となります。該当地区以外の方が申告相談される場合は、順番が前後する場合がありますので、予めご了承ください。

■2月23日⑩は、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。予約は、2月3日⑨～2月14日⑭17:00までに役場町民課税務係へご連絡ください。

■領収書等の集計をされていない場合は順番が後になりますので、ご了承ください。

》》》 申告相談会の実施について

申告期間に先立って、税理士・税務署・県税事務所・町による申告相談会を行います。譲渡所得、先物取引、贈与税、初年度の住宅借入金等特別控除は相談できませんので、佐原税務署へご相談ください。

■日 時：令和7年2月7日 ⑨ 9:30～12:00、13:00～15:30

■会 場：神崎町役場2階 第2会議室